

『高齢者・障害者虐待防止に向けた地域の取組』

宮城福祉オンブズネット「エール」

副理事長・スーパーバイザー

小 湊 純 一。(社会福祉士／介護支援専門員)

介護保険や障がい者支援サービスを受けていれば、ケアマネジャー他介護関係者等が関わっているため、ある程度の予防的な対応ができますが、身障手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳等を持っていただけでは、必ずしも支援者とつながっているとは限りません。

市町村、地域包括支援センター等の公的な機関はもちろんですが、地域の身近な相談支援者である民生委員児童委員の人たち、近隣の人たちの関わりが、地域での虐待防止・早期発見に重要な役割があります。

～高齢者・障がい者虐待とは～

近年、高齢者・障がい者の虐待について関心が高まっていますが、問題は十分に理解されているとは言えません。多様な状態を包括する定義は、高齢者と障がい者の「虐待の防止、養護者に対する支援等に関する法律」により明文化されましたが、すべてを包括するものではありません。高齢者・障がい者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり、故意に苦痛を与えようとした場合と、介護者あるいは虐待者の不十分な知識、燃え尽き、怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがあります。また、障がい者の虐待防止法には使用者による虐待も含まれます。

1 高齢者・障がい者虐待を把握する

- (1) 家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいんでいる
- (2) 説明がつかない怪我、骨折、火傷がある。
- (3) 放置、暴力等の虐待を受けている。
- (4) 身体抑制を受けている。
- (5) 財産が搾取されている。

2 高齢者・障がい者虐待とは

- (1) 身体的虐待
- (2) 介護放棄（ネグレクト）

- (3) 心理的虐待
- (4) 性的虐待
- (5) 経済的虐待

※ 消費者被害, 自己放棄 (セルフネグレクト)

3 高齢者・障がい者虐待

虐待が起こりやすい状況は以下のとおりです。

- (1) 被虐待者の身体, 認知障害
- (2) 被虐待者の虐待者への依存
- (3) 虐待の費虐待者への依存 (特に経済的援助を受けるなど)
- (4) 虐待者の精神的状況 (薬物乱用や精神疾患の既往など)
- (5) 家族の社会的孤立

「新たな適応力を必要とする新たな生活様式の変化 (ストレスとなる生活上の出来事)」と「暴力の既往」の2つの要因は子供や夫婦間の虐待に関連することわかっていますが, 高齢者・障害者の虐待との関連は今のところ明らかではありません。しかし, このことは支援するときに考慮する必要があります。

4 権利侵害の背景と予防

- (1) 障がい等により自分の権利を自分で守れない。
- (2) 世話をする側とされる側の上下関係がある。
- (3) 生活支援の場が密室になる。
- (4) 認知, 知的, 精神障がいの理解が不足している場合がある。
- (5) 権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。
- (6) 自分で情報を集めて選び判断することが難しい。
- (7) 人には「相性」がある。
- (8) 後見のシステムがまだ一般化していない。

5 高齢者・障がい者虐待対応の指針

虐待の判断

- ① 虐待や放置, 搾取を判断するためには, その頻度, 継続時間, 激しさ, 重大性, 結果を把握し検討します。
- ② 虐待を見分けるには, 利用者自身の認識, つまり本人がその行動を虐待としてとらえているか, それを改めるための対応を受け入れる用意があるか, によって左右

されることが多い。

- ③ 虐待と放置を確認するには以下を確認する必要があります。
- ア 現時点での問題は何か。
 - イ 虐待，放置，搾取の危険性があるか。
 - ウ 問題の性質として激しいか，頻回に起こるか。
 - エ 危険性の緊急度はどうか。
 - オ 介護者が虐待者となりうるか。
 - カ 家族のケアは一貫性があるか。
 - キ 過去に介護者が暴力をふるったり，虐待や放置，搾取しているか。介護者は本人以外の他者に暴力をふるったことがあるか。
 - ク 在宅サービス（フォーマルサービス）は信頼できるか。
 - ケ 在宅サービスの機関のスタッフは，根底にある問題に対応する姿勢をとっているか。
 - コ 家族は問題を改めようとする用意があるか。
 - サ 虐待を行なっている者，または利用者に薬物依存はあるか。
 - シ 状況は緊急を要するか。
- ④ アセスメントの目標は，以下を把握することです。
- ア 虐待，放置，搾取が起きているか。
 - イ 本人が自己の利益にそって意思を決定し，同時に自分で決定したことのもたらす影響について理解する能力があるか。
 - ウ 本人の危険性はどのようなレベルか。
 - エ 福祉，医療，裁判所による法的仲裁，保護等の緊急介入の必要性はあるか。
- ⑤ アセスメントの最初の段階は，虐待が本当にあるのかを確かめることです。介護者が善意を持っているにもかかわらず，迫害されている錯覚苦しんでいる高齢者もいます。このような高齢者は専門家による精神科的治療を受ける必要があります。

分析の方法

- ① 利用者との面接
- ② 利用者に脅迫的と受け止められない方法で面接し，虐待の訴えやアセスメント項目によって虐待を確認します。
- ③ 当初はできないかもしれないが，虐待しているかもしれない者は同席せず，本人と2人だけで話を聞くことが重要です。
- ④ 本人が不当な扱いを受けていると明確に言う（助けを求める。）ことが，介入するかどうかの決め手となります。
- ⑤ 本人が訴えを取り消す場合には，訴えの妥当性を判断します。
- ⑥ 利用者の意思決定能力を見極めます。
 - ア 記憶障害や機能の問題があっても，自分の安全性に関して適切に意思決定することが可能である。ある一定期間ありのままの状態を観察し，高齢者の意思決定能力を評価すること。
 - イ そのうえで，現在の環境に利用者があることの危険性について判断します。危

険であれば、裁判所が後見人をたてたり、精神科の措置入院を検討しなければならない場合もあります。

⑦ 利用者の訴えや、示唆された虐待を調査します。

ア 利用者からの訴えや虐待の可能性が観察されたら、できるだけ早く、医師、被害者の親戚、在宅サービス提供者に紹介し、面接して情報を得ます。

イ 虐待をしていることが疑われる者との面接も、ケアの方向性を探るために有効である場合もあります。介護者に面接は通常高齢者と別々に行なうことになっていると伝え、評価者と2人で面接し、介護者の善意や健康状態、能力について評価します。

ウ 利用者は、評価者が虐待者と2人きりで面接することを嫌がる場合があります。

本人の訴えが間違っていると言われる、仕返しされる、施設に入所させられる、家族の支えをなくす、家族問題が露呈する、といったことを恐れるためです。

エ 経済的な虐待は露骨な場合把握は難しいですが、介護者が利用者に金銭を強要している場合は、同時に身体的心理的虐待も引き起こす可能性があります。

対応の方向

① 要因を取り除く

ア 虐待や放置、搾取への適切な対応は、個々のケースにより大きく異なります。

イ ソーシャルワーカーは、家族とともに起こる可能性のある虐待や放置に結びつく要因を取り除いて、状況を静めさせることができる場合があります。

② 介護者から利用者を引き離す

ア 訪問介護や短期入所、通所サービス、虐待をしている可能性のある、あるいは怠惰な介護者から本人を引き離す時間的余裕をつくるために導入する。

支援を決定するための意思確認

① すべての利用者に対し、以下を確認します。

ア 緊急の身体的危険にさらされているが、そうであれば、評価者は直ちに高齢者を現在の環境から移す（離す）手段をとります。

イ 利用者は介入を受け入れるか。

ウ 在宅サービスの導入や増加は、虐待の状況を改善できるか。

エ 介護者が現在の介護負担に耐えられるよう、介護者に対するカウンセリングや支援または医学的治療が必要か。

オ 利用者の訴えに根拠がないようならば、精神科的診断や治療が必要か。

6 通報と緊急性の判断

緊急性があると判断した場合は、直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性、医療の必要性、加害者との分離の必要性、虐待の程度と高齢者・障がい者の健康状態、介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

～虐待を見つけたらどうする？～

(迷わず市町村に通報します。)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

(虐待を発見したら、「個人情報保護法が…」とか言ってる場合ではありません。)

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(誰が通報したのか分からないようにして対応してくれます。)

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

～通報したら市町村はどうしてくれる？～

(まず、行って見て判断し、急いで対応してくれます。)

第九条 市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高

齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

(安全な部屋を確保してくれます。)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査をしてくれます。)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(面会を制限してくれます。)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

『地域で相談支援をする人たち』

(民生委員)

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

(児童委員)

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営む者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

2 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

3 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

4 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

(地域包括支援センター)

1 地域包括支援センターは次の基本機能を担う

- ① 介護予防事業及び改正後の介護保険法に基づく新たな予防給付（以下「新予防給付」という。）に関する介護予防ケアマネジメント業務
- ② 多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
- ③ 高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 介護保険における予防給付の対象となる要支援者の介護予防支援

2 権利擁護・虐待対応

権利擁護事業は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。

事業の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

～権利擁護～

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。

(1) 成年後見制度の活用 高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、以下の業務を行う。

- ① 高齢者に親族がいる場合には、当該親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。
- ② 申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思

がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。

(2) 成年後見制度の円滑な利用

- ① 市町村や地方法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。
- ② 鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組めるよう、地域の医療機関との連携を確保する。
- ③ 高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介する。なお、地域包括支援センターの業務として、担当職員自身が成年後見人となることは想定していない。

(3) 老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。

また、措置入所後も当該高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援する。

(4) 虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応をとる。

(5) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、他の職種と連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討する。

(6) 消費者被害の防止 訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター（又は市町村の消費者行政担当部局）と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行う。

～総合相談支援～

総合相談支援事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うものである。事業の内容としては、初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行うものである。

1 総合相談支援の基本的視点

- (1) 総合相談・支援及び権利擁護の業務（以下「総合相談支援等業務」という。）は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な

サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。

- (2) 本業務は、社会福祉士が中心となって実施することとなるが、地域包括支援センターの他の職種をはじめ、地域の関係機関等との連携にも留意しなければならない。

2 業務内容

(1) 地域におけるネットワーク構築業務

- ① 効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。そのため、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活用可能な機関、団体等の把握などを行う。地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。
- ② 地域の様々なニーズに応じ、これらのネットワークを有効活用していくこととなるが、特に、高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待防止ネットワーク」を早急に構築することが必要である。

(2) 実態把握業務

- ① 総合相談支援業務を適切に行う前提として、(1)のネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。

(3) 総合相談業務

総合相談業務として、次の業務を行う。

① 初期段階での相談対応

- ア 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受け、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断する。
- イ 適切な情報提供を行えば相談者自身により解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

② 継続的・専門的な相談支援

- ア 初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定する。
- イ 支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

(保健師)

市町村保健師は乳幼児や妊婦、成人、高齢者、障害者など幅広い年齢層を対象とし、市町村保健センターなどで住民に身近な保健・福祉・サービスを担っている。虐待や男女共

同参画、職員へのメンタルヘルス教育など幅広い活動が行われており、保健・医療・福祉の橋渡しの役割を担う。

(介護支援専門員 (ケアマネジャー))

- 1 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(認知症地域支援推進員)

- 1 認知症の人やその家族の相談支援を行います。
- 2 住民の方に身近な病気として認知症を理解していただく活動を行います。
- 3 認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の専門医療機関、ケアマネージャーや認知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図ります。

(生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員))

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行います。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法の規定により審判の請求をするものとする。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、介護保険法の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

2015. 11. 11. 文責：小湊 純一。

事例 1

公営団地に住んでいるA子さんは、75歳、もともとは一人暮らしであり、収入は遺族年金のみである。認知症などはなく、理解力はしっかりしているが、最近、足腰が弱って、歩行などが不便になり、自力での外出もなかなか困難になっていた（要介護度1）。数ヶ月前から、娘夫婦がA子さんの家に住みつくようになった。失業したために家賃が支払えず、明渡しを迫られて転がり込んできたらしい。同居してからは、A子さんの遺族年金を巻き上げて、生活費に使ったり、また夫婦はパチンコに興じているようである。このような事実が団地の自治会長の耳に入った。ゴミ出しもしなくなり、同じ公団の住民らが全くA子さんの姿を見かけなくなったという情報からであった。たまたまA子さんの家の玄関が開いていたので、隣の方が心配して部屋の中をのぞいてみたところ、奥の部屋はゴミの山になっていた。そして、そのゴミの山の片隅で、A子さんは汚れた下着姿で、しかも非常に痩せた感じで座っていた。

Q 1 「虐待行為」の基準判断

高齢者虐待防止法2条には、虐待行為について定義が書いてありますが、実際の行為が虐待に当たるかどうかは、どのように判断するのですか。この事例のようなことがあれば、虐待と考えてよいのでしょうか。判断の視点や基準を教えてください。

Q 2 虐待の早期発見のためのサイン

私は、介護支援専門員（ケアマネジャー）をしています。事例1で自治会長さんから相談を受けたのですが、確かに虐待を疑ってみる情報があり、早期の対応が必要です。こういった早期発見のために、私たちは普段の仕事において、どのようなことに気を付けておくべきでしょうか。

Q 3 虐待の通報

事例1の自治会長さんは、最初は誰に相談すべきかどうか迷ったうえ、どこに相談してよいかわからず、警察などに相談しましたが、うまくいかなかったそうです。高齢者虐待については、どのような場合に、どこに相談や通報をするべきなのでしょう。

Q 4 被虐待者の分離・保護の方法

私は、事例1の自治会長さんから相談を受けた市の高齢者虐待通報受付窓口の担当者です。その後、保健師に家庭訪問してもらって調査した情報からすると、A子さんからは悪臭が漂い、また部屋の中を這って移動していたことがわかりました。また、一見したところでは、やせ細った体になっていたということです。早急にA子さんを保護したいのですが、どのように行うべきでしょうか。

Q 5 被虐待者による世帯分離

事例1では、養護者もショートステイの利用をしぶしぶ承諾したので、施設を1週間利用しました。ショートステイの間に、Aさんと施設職員や担当職員が何度も話をして今後の生活を相談したところ、本人は虐待をしている娘夫婦との同居を拒み、単身での生活を希望しています。このような場合、どのような方策がありますか。

Q 6 経済的虐待の救済手段

事例1で、Aさんは、特別養護老人ホームに入所したいということになりました。しかし、依然として、Aさんが受け取っている遺族年金を、娘夫婦が勝手に使ってしまうことがあります。このような場合、どのような方法で、財産の侵奪を防ぐことができますか。

事例 2

B子さん（80歳代）は、一人息子（50歳代）との二人暮らし。かなり認知症が進んできており、人とのコミュニケーションも難しい様子である。要介護度4で、2年前から、デイサービス週2回、ホームヘルパー週1回のサービスを受けている。収入は本人の老齢厚生年金のみである。息子はリストラにあった後は無職であり、精神的な疾患も抱えているようである。最近、デイサービスを利用する際、しばしば体にアザをつくってくる事が多く、また昼食もむさぼるように食べるようになった。先週のデイサービスの利用のとき、大きなアザがあったので嘱託医に受診させたところ、骨折していた。どうしたか尋ねても、本人からの回答は要領を得ない。

Q 7 虐待についての記録と証明手段

私は、事例2のB子さんの通うデイサービスのスタッフですが、以前から、ご本人の様子や体のアザなどから、自宅で虐待があるのではないかと疑っていました。そういう場合には、私が見たことを記録に付けたほうがよいのでしょうか。それから、骨が折れていたのです、今後は具体的な対応をしていくことになりましたが、虐待を証明するために、どのような証拠や資料が求められるのでしょうか。

Q 8 虐待対応のための集団的検討—個別ケース会議

私は、デイサービスを実施している施設で働いている職員ですが、B子さんへの虐待の疑いについて、早急に何か対応すべきだと思っていますが、初めてのケースで、どのようにしていけばよいかわかりません。どうすればよいのでしょうか。

Q 9 「やむを得ない措置」の活用

早速、B子さんを医師に受診させて治療をするとともに、デイサービスの職員から包括支援センターの職員に連絡を取り、個別ケース会議を開催してもらいました。医師の診断では、骨折については通院治療で十分とのことでしたが、やはり危険な状態なので、一時分離が必要という結論になりました。ただ、行政担当者の方が、息子さんが暴力を振るったとは限らないから、「やむを得ない措置」はできないのではないかと言います。どのような場合に「やむを得ない措置」が活用できるのでしょうか。

Q 10 高齢者虐待対応の中核機関

再度、個別ケース会議で検討した結果、行政担当者にも理解していただいたようで「やむを得ない措置」でショートステイできるようになったのですが、息子さんがデイサービスの職員に文句を言ってきました。「虐待だと誰が決めたのか。その責任者を出せ」というのです。児童虐待では児童相談所が虐待であることを認定し、親権停止などのために動きますが、高齢者虐待の場合はどのようになっているのでしょうか。

Q 1 1 サービス利用を拒否する世帯への対応—立入調査権も含めて

今回はうまくショートステイでの措置までいきましたが、もし B 子さんが骨折したことが発覚することを息子が恐れて、その後デイサービスもホームヘルパーも、一切のサービスの提供を拒否し、「自分が親の世話をするから関係ない」として家に閉じ込めてしまった場合、あるいはそもそも最初からサービスを利用しておらず、保健師などの訪問でサービス利用を勧めても頑なに拒否するような世帯には、どのように対応していけばよいのでしょうか。

Q 1 2 虐待する養護者に対する面会の制限

私はこの B 子さんを受け入れたショートステイ先の特別養護老人ホームの職員です。先日、どうしてわかったのか、虐待をしていた息子さんが面会を求めてきました。ここにご本人がいるかどうかを答えずに帰ってもらいましたが、その後も何度か来ます。やはり息子さんなので、ここにいるかどうかを答えなければいけないのでしょうか。また、面会をさせるべきですか。

Q 1 3 成年後見制度の活用

事例 2 では、ショートステイについて「やむを得ない措置」をしましたが、今後、新しい生活場所をそうするのか、自宅に戻れるのか、特別養護老人ホームに入所するのかなどについて、ご本人は判断能力がないので、それを決めることのできる方が必要です。年金などの管理も息子さんに任せるわけにはいきません。高齢者虐待についても、成年後見制度の活用や保全処分としての財産管理人の選任が効果的だと聞いたことがあります。ただ、どうもイメージがわからないので、具体的な活用方法を教えてください。

「高齢者虐待防止法活用ハンドブック」（民事法研究会）から引用